

## 第1回 警察のびっくりするような「実態」とは？ (2006.10.11)

警察関係者 & 石井小夜子さん(弁護士)

### 【警察関係者のお話】

今日、少年法の「改正」ということで、縁あってここにお招きいただきました。私は資料を見るまで、法改正がどういう方向にしているかも分かっておりませんでしたし、法についてはあまり理解できていません。そういう中で、警察が現場で何をしているのかという現実の姿を皆さんにお伝えできればと思って参りました。

#### 警察発表の数字は、うのみにしてはいけない

少年法の「改正」でも、数字を出して「犯罪が増えた、減った」ということを言います。交通違反でも死亡事故でも「増えた、減った」ということを言います。しかし、警察の統計は警察が作ったものですから、当てにならないということを前提にさせていただきたい。

「犯罪が増えた」というなら、警察が被害届を受理した件数が綴ってある簿冊を示して証明するならばそれは正確ですが、簿冊は見せません。また、警察から検察庁に犯罪を送致した件数を明らかにして犯罪認知件数や検挙率を公表するのならその統計は正確だと言えるでしょうが、実際は、被害届を受理した時につくる「犯罪の認知票」という警察の内部だけの統計書類を基に、実際に検挙していない被害届まで「検挙した」ことにしてしまっているのですから警察が発表する統計は正しいとは言えません。あとで「検挙のカラクリ」「水増しのカラクリ」もお話ししますが、『警察白書』で発表した数字をうのみにしていただきたくありません。

警察というのは、巡査から警視總監までの9階級に分かれた階級社会です。みな出世したい、出世すればお金になるという欲がありますので、組織に対して、この嘘は直そうとか、裏金はやめようとか、統計に正確にしようとか、この事件で今被害者が困っているからこれを何とか捜査しようという方向には向きません。

最近の例では桶川ストーカー事件とか、秋田の事件もそうですし、栃木県宇都宮のリンチ事件もそうです。警察に相談に行っているにも関わらず、事件にならないと動かないという体質が蔓延しているので結果として重大事件に発展してしまったという事実が物語っているとおりです。ストーカーでもDVでもそうですけれど、これは大変な事件に発展するんだと真摯に受け止めて捜査活動に取り組もうとする体質がない。何か組織に対して改善意見を言おうとすると、「じゃあ、お前がやれ」「できるのか」ということになってしまいます。みなさんの要望が受け入れられる体制にないのです。

そして何か事案があると、発表するのは幹部です。国会でも組織の上の方が警察に都合のよいことだけを発表します。都道府県議会での答弁でも同じことが言えます。警視級以上の者が発表します。ですから現場の声というのは全く反映されていません。現場の声を聞いていただきたいと私は訴えていますけれど、そういう体質を知って警察を見ていただきたい。多くの者は一所懸命やろうと思っているのですけれど、その力が発揮できない場面があります。

#### 警察学校で習うことと、現場は違う

さて、ここから少し少年問題に入っていきますが、警察官は採用されると、正規の学校ではありませんが、「警察学校」という職業訓練所的なところに入ります。ここで、大卒、高卒に分けて、憲法、刑事訴訟法、刑法、交通法規などいろいろと学びます。その中で少年問題も学びます。

レジメに、少年警察の運営要綱の6項目を並べましたが、縦に読んでもらおうと「健・特・処遇・関・関・秘」となります。これが警察学校の試験問題の解答です(笑)。まず、「健全育成の精神」。それから「少年の特性の理解」「処遇の個別化」「関係者の尊敬と信頼の獲得」「関係者との協力」「秘密の保持」ということです。これだけ読んでいただければ内容はお分かりいただけると思いますが、「少年を健全に育成するんだ」ということです。少年の健全育成には少年に刑罰を科すということが入っていないのです。「少年の特性を理解して健全に育成してやるんだ」と書いてあります。これを新しく警察官になった人たちは警察学校で学びます。

そして、警察学校を卒業して「一生懸命やるぞ」と意気込んだ、真っ白な警察官が警察署に配置になります。まず配置されるのは交番です。そこで実務を習います。その指導者は現場で長年、3~4日に1回は24時間勤務している疲れた警察官です。ほこり臭くなったようなおまわりさんもいます。そこに新しい人が配置されるのですけれど、警察学校で学んだ頭の中と、現場で求められる検挙実績主義とが全く違うことに遭遇するのです。

現場の警察官は、たばこを吸っている少年、夜遊びをしている少年を見つけて、「少年補導票」というものに記入するのですが、これを書いてノルマに充てることしか頭にはないのです。そして、何か軽微な犯罪でも構成する危険物でも持っていれば軽犯罪法違反だ、“運良く”覚醒剤を持っていれば覚醒剤法違反、または乗っていた自転車が自分のものではなかったとすれば占有離脱物横領、とどンドン何らかの犯罪として検挙につなげていくことしか考えていないのです。例え検挙に繋がらないとしても警察官の頭の中は少年補導票の様式を埋めることではいっぱいになっているのです。つまり、少年から住所、氏名、生年月日、電話番号、親の名前、職業といったことを聞き取ることしか頭の中にはありません。それを少年補導票に正確に書いて提出することによって、少年補導1件ということによって評価を受けるのです。そして、その中に何か犯罪に触れるものでもあれば、職務質問で検挙したという、更に高い評価を受ける。そのようなことしか頭の中にあるのが現実であります。またこの職務質問は任意の手段でありますから、質問する権限だけがあるわけですが、警察の職務質問は所持品検査が主です。ですから、いきなり「持っているものを出せ」とことになるのでね。職務質問について、「警察官職務執行法」では所持品検査の権限に関することは書いてありません。判例で、職務質問に付随する行為として最低限の所持品検査ができるということですが、現場の警察官はこの権限を最大限活用しています。

### 「補導件数」が増えるカラクリ

自転車盗難事件を例にとってお話しますが、自転車を盗まれる人はたくさん居ますね。世間に放置自転車がこれだけたくさんあるのが現実としてあるわけですから。しかし、警察官はその放置自転車を発見しても、返してやろうとはしません。車体番号と所有者のデータは警察だけが持っているのです。一般の方が自分の家の前に放置自転車があるから、返してあげたいので持ち主を教えてくださいとボランティア精神で警察に申し出ても、それは教えてもらえません。個人情報保護というそれなりの理由があるのですが、その自転車がまた誰かが乗って、駅や公共の場所、パチンコ店、スーパーの駐輪場などに乗り捨てる事例がたくさんあります。そうやって放置自転車がどんどん溜まっていくのです。ですから警察官が所有者を調べて、一生懸命返してあげる、または拾得ということで警察が積極的に取り扱ってくれば、どんどん放置自転車が持ち主に返っていくわけです。盗まれた人は自分も盗まれたからと、違う自転車を盗むことが珍しくありません。そうやって、第2、第3、第4の犯罪にどんどん発展してしまうのです。こういう警察としてやるべきこともやらないで、点数稼ぎばかりしている。警察にはこういう実態があります。

交番では、それが「仕事の実績なのだ」というように目が向いてしまっています。ですから、喫煙や

夜遊びなどをしている子どもたちを発見した時には、補導・育成などというものではなくて、犯罪の検挙なんです。最近も、警察の現場のことをテレビで取り上げていましたが、そこに出ていた警察官の言葉を聞いた方はおりませんか？ 車を止めて同乗者に「年齢いくつ？」「18」。そして「補導、補導、補導！」って怒鳴りまくっているんですね。これでは少年の健全育成という警察活動にはなりません。私はそう思います。

そういうことで、警察官の現場の仕事の中で少年補導という分野は、嘘の書類を作成してでも簡単に点数が稼げてノルマ達成しやすい第一番の仕事だということもできるのです。一度、顔を覚えた子どもがいれば、「あっ、今日あそこにいる」「またいた」と、時間を変えて3枚の補導票を書いて、「3件の実績」が警察官に計上されるとともに、その少年に対しては「補導を受けた」というマイナス面が統計として警察の保管資料に載ってしまう大変危険な活動といえます。さらに違うパトカーが来て、同じ子どもを記録すれば、書いたおまわりさんが違いますから、4件目、5件目とどんどん増えてしまいます。1人の少年に対して行われていることなのです。1人の少年が一晩に30分位しか時間が変わらないのに、ノルマの補導票のだけが作られて、補導件数が昇って行ってしまいます。

### **警察は国民のデータを全部取りたい**

今後、法改正で少年補導対象が低年齢化するということになると更に問題は大きくなります。いま「虞犯、虞犯」ということで、将来犯罪をおかす恐れのある人と付き合っていた、一緒にいた、ということ警察官が認めれば「虞犯」というレッテルが貼られてしまいます。「不良交友」とか「夜遊び」とかいろいろ項目がありますが、それが補導票に入ると、前科者と同じように将来に向かって保管されてしまいます。ですから、その子どもが大きくなって警察官になりたいと言った時にその補導データが出てくれば、「こいつは補導されているからだめ」ということで、採用枠から外されてしまうのです。その子の将来がなくなってしまうのです。さらに低年齢化でそういう枠が広がっていき大変な不利益を受ける結果にも繋がってゆきます。

ついでですから申し上げますが、警察は「国民のデータを全部取りたい」というのが、本音であります。今、警察が「巡回連絡」という言葉を使っていますが、みなさんはご存知でしょうか？ 一人一人の家庭に、「変わったことはありませんか」「何か要望ありませんか」などと、近くの交番や駐在所のおまわりさんが回ってくる場合があります。そのおまわりさんは交番や駐在所に帰ると、コンピュータを叩いて、その人が自分の住所、氏名などについて、本当のことを言っているかどうか免許証照会をして確認します。みなさんが免許を取る時、住民票を出しますよね。それと合わせるのです。これはもう全国的規模で調べられますので、警察に全部管理されているのです。そしてまたNカメラというものもありますから、車の動きが全部分かっています。徹底した非常に怖い国民監視が現実のものとなっております。ですから、少年法の「改正」も、監視網を広げる手段に使われる可能性が高くなるだけで、警察が子どもを健全育成しようなどという気持ちはないといえます。

また、任意の犯罪でも検挙・補導されると、少年でも指紋と写真を撮ります。「血液型を調べるために唾液も取ります」。唾液は、昔、葉包紙で使っていたような紙を舐めさせます。これはDNAの鑑定資料として保管されるのです。私も鑑識の仕事をした経験がありますが、20年以上前からすでに唾液は採取していました。これをマイナス80何度かで凍らせておくと、1億分の1まで正確に分析できるそうですから、警察庁には全国で唾液を採取された相当数の方のDNAが蓄積されていると考えてよいと思います。

### **少年の取調べで感じたこと**

これが警察内部の実態なのですけれど、私が暴走族の少年を取り調べてどんなことを経験したかをお

話します。

2人乗りのオートバイ約70台が、延々と暴走行為をしました。たまたま写真撮影、ビデオ撮影がうまくいったので、これを立件しようということで捜査が始まりました。まずは少年の逮捕ですよ。子どもの性格や悪質性などは全く関係ありません。誰でも構わないのです。「こっちの方面を逮捕しよう」「今度はこっちにしよう」、誰を逮捕するか決めるのはそんなものでしたね。そして16歳の子どもを留置場に入れます。留置場というのは檻の中です。動物園で熊が入っている檻と同じ鉄格子の中です。ここに少年を入れて、「ああ逮捕したんだ」と喜んでいるのです。いい大人がです。

そして、ひと晩留置場に入れて取り調べで出してきた子どもが、私の反対側で机の下に潜って、「おまわりさん、もう出してください。勘弁してください」って泣くんですね。私はこの姿を見て、少年を逮捕しちゃいけない、悪いことしたなあ、今でも反省しているのです。その時の光景は今でも鮮明に浮かびます。子どもは逮捕して懲らしめるのでは育成にならない。そう思います。

そして、逮捕したあとは、検察庁に送致されて家裁に行く。そうすると家庭裁判所のほうで、鑑別所に4週間、28日ですね、入ってしまいます。警察から事件捜査の任務が離れて、「逮捕したことは正当だった」「鑑別所に行った。良かったな」と。そして28日経って、少年審判にかかって少年院に行っとなると、「年・少（少年院のこと）1年だってよ。良かったな」。これが警察の取り調べの現場で交わされている実際の会話なのです。

### 暴力団の餌食にされる子どもたち

この暴走族というのは、ほとんどは、暴力団がその縄張りを誇示するために、地域の子どもの操ってオートバイに乗せて無理矢理そのコースを走らせているのです。ですから、暴走族が走る範囲を見ていると、ここがどこの組の島（縄張り）かということが、警察には分かります。つまり、子どもたちは被害者なんです。オートバイに乗っている子どもたちは、みなさんに爆音や危険な運転で迷惑をかけて警察に逮捕されるということが実態であり、この現実を見ていただければ、このメンバーも実は被害者なのだということをご理解いただけたと思います。

だから、私は、「根源は暴力団にある。この暴力団を取調べて検挙して、もう子どもたちに手を出せないように捜査しよう」と提言したのですが、これは認められないのです。というのは、私と一緒に捜査している者の中に、いつまでも県警本部の暴走族担当でいたい、自分のポストを確保したい者がいて、言葉が汚くてすみませんが、「ケツの毛まで抜いちゃだめなんだ」と言うわけですよ。これはどういうことかと言うと、暴走行為をする子どもたちを補導して、「もう暴力団と手を切るんだよ」と、私たちがいろいろ指導したり、話したり、飯食わせたり（全部自腹ですが）そういうことをして、自分なりに子どもたちを本当に健全に育成しようと思っても、このポストにたかっていたい人間は、「さん、そこまで調べちゃだめなんだよ。暴走族を全部解体してはだめなんだ。多数を検挙しても次に暴走族として伸びる芽は残しておかなければ自分の仕事・ポストが無くなってしまふ。」と、こういう姿勢なんです。そしてこういうことを言う人間だけが県警本部内で10年経ってもまだ暴走族担当に携わって、上の者から「いい仕事をする」と評価されて、何とか専門官、暴走族何とかといういい肩書ももらって、まだやっています。

暴力団を取締るのは警察官でも怖いんです。堂々と指を切りますからね。堂々と人を殺しますから。でも、それが警察官の仕事じゃないかと私は言うんですけど。

私は別の暴走行為の捜査の機会に、ケツ持ちと言われている暴力団員を恐喝とかで検挙したことがありました。その際、被害に遭っていた少年から被害の実態を聞き出すのですが「もう絶対にこの暴力団から子どものあんに被害が及ぶことはないから安心して何でも話さない」と諭して、話を聞き出し

ました。本当の話をしてもらうまでにはとても時間がかかります。数日かかりました。そうして本当の話の聞けば実態が分かるのです。ある高校生は家から毎日1000円もらって学校に向かいます。バス代とお昼代としてです。そして、「バス停まで自転車で行く」と言って家を出るんですが、学校まで自転車で行きます。そして、お昼は食べないで、家からもらっていった1000円を浮かせるのです。この1000円をどうするかというと、暴力団への上納金なんです。そういうことも話してもらいました。

### **警察では少年の健全育成はできない**

暴走族の仕事をして本当に勉強になりましたが、私がここに招かれて何か話せということで、私の頭の中に浮かんだのは、警察が少年問題を扱っていたのではダメだということです。

警察の中では、暴走族のことは、交通課員が扱っています。本来、相手が少年たちですから警察署の生活安全課の中にある少年係というのが扱う筈ですが、交通課員で扱っているのが実情です。それでは何故少年係が扱わないかという問題が生じます。その理由は、少年係は保安係とか生活安全課内のいろいろな係と兼務していて、子どもたちに親身になって時間をかけて話してくれる体制にはないのです。そして少年係の人たちは、「子どもたちが私たちの言うことをきかないから交通課で取り締まってくれ」というように現場の我々に仕事を持ってくるわけですよ。県警の最高のベテラン補導員が私にそういう話を持ってくるわけですから、これではもう子どもの育成などということは警察には無理です。そんな情熱も熱意も警察にはありません。ただ事件で検挙された少年たちの余罪を出して検挙件数が上がればそれでいい。そういうことが蔓延しているからなのです。法律の専門家の皆さんや議員さんに訴えたいのは、警察では少年問題は適切な手立てはできない。警察ではダメだということです。

それから、いま年齢によって、触法少年とか虞犯少年というのが出ていますけれど、私が現場で子どもたちに会って感じるのは、少年の成長期には非常に成長の差があるということです。中学生でも学校の先生よりよほど性体験の多い子どももいます。また遅れている子もいます。ですから一律に年齢で対応を切ろうというのは、少年期は特に難しいなあとは私と考えています。

そういうことで少年問題を警察に預けたのではダメなので、やはり保護する専門の体制が必要なのだと思います。いま保護司さんという方がいますけれど、大変失礼ですけど、ご年配の方が多くて、私が接しても保護司さんに魅力がありません。お寺のお坊さんとか、地域の名士みたいな方で、高齢化が目立っていますので、もっと少年と腹を割って話せるような人、そして職業的に警察からの介入がないところで、専門的に指導できるような魅力ある保護司さんをぜひ取り入れてもらったらいいのではないかと思います。

警察の現場では、交通事故は過失割合を的確に判断できる保険屋さんに任せましょう。火事は火災原因の解明に精通している消防署に任せましょう。そういう話がいっぱい出ています。なぜなら、保険屋さんも交通事故現場の見分を行い、消防も警察と同じことを現場で原因調査するのです。だから特別な実権を与えてそれぞれに仕事を任せれば、警察の仕事も少なくなりますので、それぞれの機関に仕事を分散させていいと思います。少年問題もそういう形で何れかの独立した機関に任せ方がいいのではないかと考えています。

### **【石井小夜子弁護士 vs. 警察関係者の対談】**

#### **統計の数字、マスコミ発表のまやかし**

石井 ありがとうございます。ここからは、私のほうからのインタビューの形で、お話をうかがっていききたいと思います。

まず、今日資料として配っていますが、東京新聞の9月25日に、東京都の元治安対策部長さんの話が

載っています。「体感治安が悪化しているというが、実際は違うんだ」という内部からの告発ですが、「警察批判につながりかねない発言は、辞めなければ語れない」ということが書かれています。

ひとつ伺いたいのは、「治安が悪化している」という認識が広がっていて、「国民の8割が治安が悪くなった」と考えているという調査もある。「実は違う」ということが書かれているわけですが、その理由のひとつとして、「警察が操作しているのではないか」ということがありました。じつは私も警察の統計を使った資料をお配りしていますが、図1「少年刑法犯の検挙人員」と、図2「その内訳」を見ていただくと、山の形が2つあって、内訳で多いのが「窃盗」と「占有離脱物横領」になっています。さきほどのお話で、統計の数字は簡単に変わることがあり得るということでしたが、そのあたりのからくりを、もう少しお話いただけますか。

**警察関係者** 例えば、ミニバイクがどこかに置いてあって、中学生の少年たちが「オートバイに乗りたいなあ」と、3、4人で、「あれをパクっちゃおうか」ということがあります。これは、実際にあったことですが、1台のオートバイを、4人の中学生が持ち出した。そして、その中のオートバイを押していた1人が捕まってしまう、3人は逃げてしまった。それでパトカーなども出て探していたら、近くの公園で4台の自転車が見つかった。防犯登録がしてありますから、警察の持っているデータで持ち主がわかる。1人捕まっちゃった子の名前が、その中にあるか確認してみるとあったのです。そうすれば、逃げた3人が誰かは直ぐわかるわけです。

これを警察は、4人が1台を盗んだのだから事件としては1つなのですが、統計数字を偽造して、検挙実績を上げたことにするために、4人が1台ずつ盗んだことにして、4枚書くわけです。窃盗事件での少年の非行件数と窃盗犯の検挙実績が4倍にカウントされるというカラクリです。もしも、自動車販売会社で、4人の営業さんが一緒に頭を下げて1台の車を売ってきたのを、1人1台ずつ、計4台売ったということにしたら大変なことですよ。しかし、こういうことが警察の中では通ってしまうのです。警察内部だけで作成している統計数字であるからです。

それから、いま飲酒運転の問題が話題になっていますけれど、先日警察庁が1週間の特別取締りをして、(数字は定かではありませんが、)4383件だったかの飲酒運転を摘発したと発表しています。マスコミ各社は、この数字に驚いて一斉に記事にしていますが、実はこの数字はそれ程驚いた数字ではありません。よく吟味してみれば7日かけて47都道府県で検挙した数字ですから、全体を7日で割って更に47都道府県で割ってみると、1都道府県あたり平均で約13件の検挙と言うことになります。例えば30の警察がある府県を例にとった場合、1警察署あたりの1日の検挙は0、4件そこそこですから、ふたつの警察で、やっと一人の検挙に達するかどうかというくらいのもので、こうしてみると決して沢山の飲酒運転を検挙したとはいえません。ところが、たまにボンと数字が発表されると、マスコミさんはそれに飛びついて数字だけ見てびっくりして書いてしまう。

私は若手のマスコミさんのところで話すこともあって、「きちんと検証してください」と言っているのですが、ともかくそういう記事だけに左右されてはいけません。現場の実態ということでお話しているのですが、何か目的がある時には、こういう大きな発表を警察がします。そして、「ああ大変なんだ」と「体感治安が悪いのだ」ということが言われるわけです。警察の発表には、送致した事件などの現実の正確な数字を使わないと非常に危険なのですが、都合のよい数字だけをその時々話題に照準を合わせて発表する傾向にあります。警察の中において、「それは違うだろう」と思うのですが警察の中にいる人はそういう本音のことは言えない。

警察の発表を、うのみにするのは大変は怖いことです。ここに来て反対している人は、警察が捕まえる対象にされてしまうような偏見で見られることもあるのです。議員さんの選挙でも、ピラや書類など

の違反で捕まえるか捕まえないかは、警察本部長のキャリア、または警察庁の意向で決まりますから、より悪質なものがほかにあっても、「こいつをやれ」と言われれば、捕まってしまうのです。少し脱線してしまいましたが、警察発表の筋はまやかしがあるということをしり上げたいと思います。

話のついでで、少年法「改正」で、警察が虞犯少年などの自宅の監視をできるということが入っていますが、これは非常に怖いですよ。地域のおまわりさんが各家庭に巡回してくると思いますが、はっきり言います、共産党のピラがないか、赤旗新聞がないか、または他の犯罪の手口に関係するようなものはないか、それを見に来るのです。制服でニコニコして来ますけれど、裏でやっていることはそういうことです。警察の監視活動が非常に強くなってきますので、とても危険なのです。

「そういうことは止める」と警察に文句を言うのは非常に大変です。警察を監督する「公安委員会」という組織がありますが、ここは警察のお客さまです。警察の本部長室の隣に赤絨毯が敷いてあって、「先生どうぞ」と公安委員を迎えるスタッフは誰かといえば、警察の幹部連中です。こういう機関を完全に外に出して警察から分離・独立させなければまったく警察の監督はできません。ダメです。機能しないんです。これが現実です。

#### **警察権力の拡大は、体制寄りの国家をつくるため？**

**石井** いまのお話で、「警察には目的がある」とおっしゃいました。先ほど紹介した新聞にも、「東京都で治安対策の案をつくろうとしたら、もうすでに警察の筋書きができていた」とあります。今あらゆるところで警察が出てきていると思うのですが、その目的は何でしょう？

**警察関係者** これは私の感覚でしかないのですが、とにかく体制寄りの国家を作ろうとしている。例えば、運転代行業という、飲酒運転の問題でいまクローズアップされている仕事がありますが、数年前に公安委員会の認可制度になりました。暴力団が入ってはいけなとか、何々の罪でどのくらいの刑を受けてから何年経っていなければ認可されなとか、すべて体制に都合の悪いものは排除され、都合のよい方向の枠にはめていくんですね。職業選択の自由も奪われているのが現状です。

また、犯罪被害者の支援法というのができて、各都道府県の公安委員会が認めた団体に委託するのですが、公安委員会が決めるのではなくてではなくて、その前に、警察が「ここをお願いしたい」というところを作り上げてそこが指定される仕組みになっています。

何かうまくない者は逮捕する。共謀罪の話が出ていますが、こんな法律はいらないです。いまの法体系で必要なことはすべてまかなえます。ここで話ただけで全部共謀罪になってしまう可能性があることもあるのですから非常に怖い世の中に進んでいってしまっていますね。

#### **「公務執行妨害」は、伝家の宝刀**

**石井** 私は、今度の改正案は、共謀罪の少年版だと思っているのですが、「虞犯の疑い」で警察が介入できるということになると、さらにヒドイわけですね。「虞犯」はもともと「犯罪の虞(おそれ)がある」ということですから、さらにその虞犯のおそれ介入できるとなれば、とても介入しやすくなるわけです。さきほど、「赤旗があるかどうかを調べている」というお話もありましたけれど、少年からだ入りやすいというか、子どもを使っているという観点で警察の現場から見るとどうですか？

**警察関係者** そうですね。今まで警察が堂々とモノを言えなかった家庭に対して堂々と言える。学校との連携で個人の情報がみんな取れるということですから、警察にとってはこんな有り難いことはないと思います。

**石井** 怖いですね。「有り難い」と言われたら。

**警察関係者** 怖いですよ。私も、こんなことを言っていますから、いつ逮捕されるか分かりません。逮捕されても、弁護士さんが来るまでは完全黙秘ですね。そして起訴されて公判が始まるまでは完全黙秘

を続けなければなりません。そこまで黙秘して、捜査機関である警察と検察が完全に犯罪事実を立証してから真実で争わなければ危険です。勾留尋問の裁判官ですら被疑者が真実を伝えても捜査機関が作り上げている事実を信じますから勾留の許可は出されてしまいます。今の法体系では止むを得ませんから公判で真実を述べて捜査機関が作り上げる犯罪事実（起訴事実）と正面から向き合う他はありません。警察・検察の捜査の段階で事実を争うと捜査機関は自分に都合の悪い犯罪事実を変えることが有ります。このように捜査機関は犯罪も作り上げる力と知恵を持っています。

そこで危険なのが、供述調書の作成です。供述調書の作成に応じると内容はねつ造される危険性もあるのです。嘘の供述調書が出来上がる危険性もあります。

石井 私も、かかわった子どもに、完全黙秘という方法を取らせたことがあります。サポートはものすごく大変ですが、それはちょっと置きまして。「公務執行妨害」で逮捕されたということなのですが、私も、数年前に少年が職務質問を受けまして、所持品検査ということでやられ、最終的には家裁で冤罪だということが分かったのですが、彼はなぜ職務質問されたかよく分からないのです。風体が暴走族ふうだったからかなと思うのですが、彼は所持品検査を拒否したので、公務執行妨害で逮捕されてしまったのですが、こういうことは日常茶飯事です。そのまま「自白」をさせられてしまうこともけっこうあるわけでしょう？

警察関係者 そうです。伝家の宝刀っていうんですか、「公務執行妨害罪」は、今度、公務執行妨害罪に罰金刑が新しくできましたが、それまで公務執行妨害は懲役刑しかない非常に重い罪だったんですね。成立には厳格な要件があると私は解釈していますが、警察は職務質問で所持品検査を何とかうまくやるために、「持っているものを出せ」と強く言います。何が何でも所持品を見たいというのが警察の本音です。徹底した任意の所持品検査を行なった結果、何も犯罪を構成するものを持っていなければ「ああよかったな」と言って返します。しかし、その所持品検査は大変なプライバシーの侵害じゃないですか。犯罪の容疑もない人の所持品を徹底してみるわけですから。職務質問を受ける圧倒的多数の方は犯罪者ではありません。

いま、「見た目」で職務質問をするという話がありましたが、そのとおりです。酒気帯び運転でパトカーに追いかけて、逃げて自爆事故を起こして亡くなっている人がたくさんいます。「蛇行運転していたから飲酒運転の可能性が認められた」とか、「交通違反の状態があったから停止しようとした」とか言いますが、私の30年の経験では、実際に蛇行運転するほど酷い泥酔運転に遭遇したことはありませんでした。つまり、警察官の頭の中で「異常な挙動」という職務質問の条件を「定型」として教育を受けていますから、「警察官を見たら目を逸らした」とか、「蛇行運転していた」とかという理想の要件がそのまま「不審者と認められた理由」の中に入ってきてしまうんです。ですから、世間には警察官が見て実際に「不審だ」「おかしい」と思う人はそうはいないんです。

ほとんどの人が職務質問を受けて所持品検査を受ける必要のない方なのです。たまたまそこで何か違反物を持っていた人が捕まってしまう。警察官が先入観と偏見で見て、「とにかく目的のためには何でもやろう」と考えて所持品検査を実施するのです。このとき警察官の言うことをきかなければ多数の警察官で周囲を取り囲んで、大きな声出したりして警察官側が相手を挑発するわけですよ。それで、例えば、相手がちょっと後ろに下がったら後ろにも警察官がいてたまたま警察官の足を踏んじやったとします。それが警察官に都合のよい解釈の材料として取り上げられて、「蹴ったな」「公務執行妨害だ」とでっち上げられるのです。これが公務執行妨害をでっち上げるカラクリです。

公務執行妨害を立証するために、必ずその警察官は、傷を作ってお医者さんに行って診断書をもらってきます。そうすると、公務執行妨害で暴行を受けて傷ができた。つまり「傷害罪」も行なったという

ことになり、そうすると公務執行妨害罪だけではなくなります。それで20日以上も勾留されてしまう。そうなる、例え無職の少年でも大変でしょうが、仕事をしている大人ならばもっと大変なことです。仕事もあります。社会的なこともありますので、何とか早く出たいという焦った気持ちになります。そこで警察は次の切り札をだします。それが傷害の診断書です。「じゃあ傷害罪に落としてやるよ。略式で罰金でどうだい？早く出たいたろう」となるわけです。

公務執行妨害罪で逮捕しておきながら問われる罪は「傷害罪」となるわけです。こんな不適切な逮捕罪名の操作が警察検察の捜査段階で通用していると言うのが現実であります。

警察の職務質問で言うことを聞かないものは「何が何でも逮捕する」という違法捜査の現われで大変危険な手段がまかり通っているのです。

現実に法に触れるような危険物を子どもたちに持たせてはいけないということは当然ですが、国民の自由と権利を守るためにも警察の権力を拡大させるような法律改正に、私は反対します。

石井 少年法の「改正」案がもし通ったら、警察官が虞犯の疑いで調査しようとして、それ拒否すると「公務執行妨害」になる可能性は十分あるわけですね？

警察関係者 そうです。調査のために玄関先を訪問しますから、皆さんの家の玄関がどんなつくりか分かりませんが、向こう側に開くドアで人が尋ねてきたので開けたら相手が警察官であってドアがぶつかったとしたら、「おお、俺にぶつきたな。公・暴（公務執行妨害罪）だ。」と、これで現行犯逮捕して家宅捜索をして、強制的に家の中を見てその家について警察が欲しい資料を収集することもできるわけで、これで警察の目的が達成できるわけです。都合のよい方法に法律が拡大されて活用される危険性が高いです。

#### 調書はいくらでも偽造できる

石井 警察の権力の拡大というのは、「公務執行妨害」が限りなく広がっていくという問題もあるわけですね。さて、少し取り調べについてうかがいたいと思います。暴走族の取り調べをやってらしたということですが、私も、任意の捜査で、警察の取り調べに立ち会ったことがあります。その時に、すでに調書の予定原稿ができていて、その予定通りに子どもがしゃべらないとすごく怒るわけです。私がいるにも関わらずですよ。それで「うん」というまで帰そうとしない。「署名しろ」と。最終的には、私がいだったので、「本人が言っていないことを書くことは私が絶対に許さない」という形で終わったのですが、そうでなければ、そのストーリーでいくわけです。少年に対する取り調べというものは、大変な恐怖感の中で行われていくと思うのですが、そのあたりはいかがですか？

警察関係者 そういう無理な取り調べは十分あります。逮捕して勾留している場合には、取り調べの時間に比較的ゆとりがありますが、任意の場合ですと、いつでも帰れるわけですね。ですから、早く自供させなくてはならない。そうするとやはり取り調べに無理が生じますね。いまおっしゃったように、すでに既に供述調書の筋書きができています。これは十分有り得ることです。これは「犯罪事実」の記載例という手本がありますので、それに合うように理想的につくられています。今は、ワープロが非常に発達しましたので、前に使ったものもそのまま使えるんですよ。前に取り調べしたものに従って埋めていけば、筋書き通りの思想の供述調書ができあがります。ワープロが発達する以前は供述調書は全て手書きで行なわれていましたが、ワープロが発達した、ここ15年20年はそういう傾向が特に強くなっています。もう既に作ってあります。検察庁も同じです。

石井 今度の「改正」案では、そのような取り調べを小さい子どもにも適用するということなのですが、私は外国人の事件もやっていますが、調書の「読み聞かせ」というのを一応やりますが、飛ばして読ん

でも本人は分からないですよ。本人に1枚1枚見せて、説明して確認していくということはありませんよね。

**警察関係者** ありません。供述調書を閲覧させるというような取調べは全くと言ってよいほどないでしょう。警察官による読み聞かせが殆どです。

**石井** それで、その調書が本人が言ったかのような話になってしまうわけですが、そのあたりの調書の作り方の実態、さらに小さい子どもにも適用させるとなった場合の危険性というあたりをお話していただければと思います。

**警察関係者** 調書の作成は、いまおっしゃったように、読み聞かせということをしています。事件によっては20枚以上になることも有ります。5枚以内と少ない場合も勿論有りますけど。それで、一番最後のページにだけに、署名押印をしてもらっています。

つまり、途中の部分はいくらでも書き換えられるんです。文字数を合わせればいいわけで、次のページにつながるところの言葉の表現が合えば良いのです。その手口として書き換えたいページをコピーしてその上に書いてみれば、都合よく文字数が合わせられます。それから、警察官が字を間違ったとか、表現が違ったとかということで、取り調べが終わって供述者を帰してから、加除訂正をたくさん行なうのが通常のやり方です。供述調書を作成した警察官の判子で行なうのですから加除訂正はやりたい放題というのが現実です。やはり、供述者に全部のページに割印をさせるとか、訂正箇所にも供述者の押印をさせるという制度がないと、警察側の都合の良い内容に偽造することはやりたい放題です。こういう不正を無くすために警察や検察は供述調書のコピーを供述者に持たせて帰すような制度にならないと書類の偽造は防げません。しかし「そういうことはしていません。できません。」ということで、一切応じていないのが現実です。私もある弁護士さんから聞きましたが、弁護士さんも全部のページに割印をするべきだというお考えをもっていました。訂正箇所への押捺も含めて、そこまでしなければ、その調書の信用性ってないですよ。

#### 「去年より件数を落とすな」

**石井** その通りだと私も思っているのですが、実際に実務をやっている、調書の途中を抜いているのではないかと、加えたのではないかとわかる時があります。私が立ち会っていたときにはなかったはずの部分があたりするわけですね。

さて、だいぶ結論的なお話になってきたのですが、もう少し細かい話に戻しますと、さきほど補導の話が出ていました。補導される子どもたちは、家に帰れない状況があるから外に出ているケースが多く、同じ子が何回も何回も補導されているということですよ。奈良県の少年補導条例では、「家出禁止」なのですが、たとえば、奈良の殺人事件を起こした少年は「家出すればよかった」と言ってます。

しかし、家出をしたら拘束される可能性があり、そうすると結局家に戻されてしまう。親との関係がよくないから外に出ているのに、補導というのは、結局最後は親に渡すという形になっていて、いたちごっこですよ。補導は問題の解決にはならないというのが1点です。それから、さきほどお話に出ていた架空の補導票ですが、これはノルマがあるからこういうものが作られていくのだと思いますが、こういう架空のものはたくさんあるんだと思いますね。補導票は警察の方は把握しているので、後で就職などが難しくなるという話も出ましても、「補導」ということは、何のためにこんなにやっているのでしょうか。

**警察関係者** 補導の問題ですね。さきほどもちょっと触れましたが、1人の子どもを知っていれば、また別のパトカーが来てその子どものことを書く。同じ場所にも、ちょっと時間が違った、10分違っ

た、30分違ったということで記録される。または、ほかの警察官が補導したのに、自分に実績がなかったというようなときには、彼はタバコをいつも持っているということであれば、その子の名前を書いて初年補導票を出しても警察内部では問題が発生しないのが現実です。警察の中でチェックできる機能がありませんから。警察署の少年係、または生活安全課では、少年補導票の件数が欲しいだけなんです。というのは、「去年より落とすな」との厳命が発せられているのが警察内部の現実です。少年課長が変わった時に、前年の課長よりも実績が落ちたということは許されないというか、前の課長と比較されるわけですから、そうなるとそのノルマは、結局現場にかかってくるわけです。

交通違反に、シートベルトの着用義務違反がありますね。もちろん私はみなさんに着用していただいて交通事故を起こさないようにしていただきたいと思っていますが、「シートベルト違反は去年の数を達成したから、あとは一時停止と信号無視やってくれ」というのが警察署の中での現場の声なんです。警察署の建物というのは、玄関があって、1階には警務課という管理部門とか、落とし物を担当している会計課などがあることが多いです。交通課一階にあるところが多いです。2階には、建物によって違いますけれど、地域課、刑事課、生活安全課などがあるところが多いです。その課長はだいたい警部なのですが、その人が前の年より落としたくない。県警本部に行くと、やはり課長が各署を集めて、「去年より少ないじゃないか」と。要するに、数のことだけで楯を飛ばすのです。死亡事故だけは、数字を落としたいので、「去年より少なくしろ」ということになるわけです。

ですからお医者さんに頼んで、即死状態の人でもまだ呼吸器を外さないでもらっています。お医者さんも暗黙の了解で知っていますから、24時間何とか持たせてくれています。そうすると24時間以内の死亡事故のカウントは少なくできるわけです。そういうことで数字は警察に都合よく操作されているというのが本当のところ、この少年補導票の偽造ということも、私も現実にそういうことやってきました。多くの警察官がこの手口を使っています。この書類が警察署に蓄積されます。こうして蓄積された少年補導票の活用方法とは言う、警察と仲のいい企業の人とか警察を退職してから民間企業に天下っている人とかが署長室に来て、「会社の就職試験でこういう人間が来ているんだけど、採用の問題があるか調べてほしい」と名簿を持って頼みにきます。そうすると署長室から係に「ちょっとこの名簿で補導歴を当たってみてくれ」と言う命令が下されます。係が調べたら補導歴があったということになると即座に所長に「補導が何回あります」と報告されます。この内容が、署長室を尋ねた人に渡されて部外に流出して行くのです。こういう事実が分かれば採用は×ですよ。非常に怖い結果に使われているのが現実です。

#### **ゆっくり少年と向き合う余裕は、警察にはない**

石井 少年課は、他の部署とは多少は違うのかなあという主旨でお聞きしたのですが、私は少年課にはよく行くのですが、ハイハイと聞いている時はとても対応がいいのですが、ちょっとこちらの意見を言うと、とてつもない対応をするわけですよ。以前ある警察署の少年課で、少年の接見をさせてくれるように言ったら、課長さんに「帰れ、帰れ」と言われた。「いま帰らないと、不退去罪で逮捕する」と言うんですね。1回争うと、とてつもなく態度が変わる。

つまり、警察に従順であれば少年の言うことは聞くけれど、そうでなければ聞かないということなんです。今度の「改正」案では、「少年係は専門家だから大丈夫です」と言っているのですが、本当に少年の立場に立って、少年の心情を傷つけないで調べることができるのでしょうか。私は、子どもに対しては、福祉的な指導の立場から聞くことが重要だと思うのですが、警察というのはもともと福祉の立場ではない仕事なわけで、そのあたりを含めてなんですけど。少年課の警察官の取り調べの仕方とか、家庭との連絡も含めてうかがえますか。

**警察関係者** 警察の少年担当が扱っているのは、全部「事件」といいますが、刑罰法令に触れたことの処理に追われているわけで、根本的な健全育成とかそういう土台は殆どありませんよね。ですから、夜に子どもたちが補導されるとしたら、少年係も夜の勤務の体制が必要なはずなんですけれど、少年係には女性警察官のほうがいだろうということが多いわけで、夜中にいつでもいるわけではありません。

警察署をもう一度想像していただきたいと思いますが、どこかに生活安全課というのがあって、その中のどこに少年係があるのでしょうか。そこに少年係の主任ということで女性警察官がいたとしても、この人は6日にいっぺんとか8日にいっぺんの夜勤に組み込まれていまして、それ以外は日勤の勤務ですから、基本的に土日祝日は休みですから、いないことが多いわけです。警察署は24時間体制だといいますが、24時間開いているのは事実ですが、夜間とか休日は「当直体制」をとっているわけで、例えば300人を越える警察官がいる警察署を見ても、夜は25、6人の体制ではないでしょうか。それで、夜10時から朝6時まで、4時間づつに分かれて半数が仮眠します。そうすると現実に夜間活動している警察の体制というものは殆ど無いに等しいといえます。このように少ない体制で多発する事案を処理していますから実際には仮眠が取れないことも多いのが現実です。そういう体制ですから、夜5時過ぎから朝8時30分までは、警察力はほとんどないと同じです。少年の担当も同様にいつもいるわけではありませんから、夜間に少年問題を警察で扱っても、いつも専門的に少年を扱っている係員が居ないわけですから少年の心理に十分配慮した対応が取れるとは決まっています。いつ、どのような場合でも専門的な少年担当者が的確に対応できる体制は期待できません。

少年達、子ども達を傷つけずに、そして転落しそうな少年達を的確に立ち直らせてやるような体制で事情聴取や相談を蹴ることができれば理想ですが、今の警察には、そのようなゆとりもありませんし、また、少年達の心理をそこまで理解して対応できる担当官もいないと思います。

繰り返しになりますが、逆に高圧的な取調べを行なっているのが現実といってよいのではないかと思います。

#### **代用監獄では、「捜査と留置の分離」は無理**

**石井** そして、少年たちは、警察で逮捕されると代用監獄にいるわけですね。「代用監獄と調べは別なのだから大丈夫だ」ということをよく警察は言っていますけれど、どうですか？

**警察関係者** 警察が逮捕状でも、現行犯逮捕でも逮捕すると、48時間身柄を拘束できます。48時間経つと、そこまでの証拠と身柄を検事に移さなければならない決まりになっています。それから、検事が裁判所に許可を得て、勾留が必要ということで最初に10日間の勾留が認められます。そうすると本当は、拘置所というところに入るわけなのですが、拘置所に置かれてしまうと、法務省の管轄になって、警察官もそこに取り調べに行くわけで、警察の代用監獄に置くのと違って「お昼の時間をしっかりとれ」「夕方は終わり時間まで」といわれ、取調べ時間がかなり制限されます。そうするときつく無理な取り調べもできませんし、または、「面倒見」と言うような利益誘導の取調べもできなくなります。

それで、施設が足りないと言うことで、警察の留置場を「代用監獄」として認めてもらっているわけです。警察は「捜査と留置の分離」ということを言って、担当者を完全に分けていると説明していますが、看守係も所詮は同じ警察署の中の警察官です。おなじ警察署長の下で、同じ建物の中で、同じ署員でやっているのですから、それは完全分離にはならないですよ。留置場という檻を管理している勤務員が、「留置人行状簿」という書類を作っています。この書類は何を書くのかと言うと、留置人がどういうことを言っていたとか、どういう態度していたとかというもので、建前は、自殺防止などの保安上の必要性ということを行っています。現実には「留置人の見張り役」です。例えば余罪に関して、「こういうことを言っていた」とか、「こんな友だちの名前を言っていた」というようなことが、看守係が作成す

る書類となって取調べ担当の係官の所へ出ていってしまうのです。ですからまったく分離にはなっていません。警察は何とせよ代用監獄制度を獲得して留置権限の優位性を捜査に反映させたいのが本音です。「代用監獄」の実態とはこんなものです。

**石井** いろいろな問題が出てきましたが、何か最後にあれば。

**警察関係者** マスコミの方がたくさんお見えのようですので警察の広報についての問題を話してみたいと思います。また、お集まりの方々にも警察のマスコミ発表がどのように行われているのか知っていただくのにも良い機会だと思います。警察は警察に都合の良い事案を積極的にマスコミに発表します。この発表を行う担当者は決まっています警察本部では広報担当者と決められた職にあるもの、警察署では、副署長職にあるものだけにマスコミ発表が許されています。

その弊害として、警察に都合の悪い事実が広報されないと言うことがたくさんあります。これまでに話した警察の統計のこともそのひとつです。ですから私は、警察の仕事の現実を国民に知っていただくためにもマスコミの方に「現場の意見を取材してくれ」と常々申し上げます。

しかし、マスコミの方はそうはしてくれません。警察は、現場のミスや都合の悪いことは隠し、都合のよいことを発表します。その表れとして、警察組織の最悪の犯罪である公金横領事件という、いわゆる「警察の裏金問題」も今のマスコミは十分知っていながら暴けない状態となっています。

この「警察の裏金問題」というのは、警察が事件の捜査を行うにあたり捜査に協力してくれた方々に「情報提供謝礼」というお礼の現金を支払ったという架空の現金支払い事実を作ります。その必要書類として、実在若しくは架空の人の住所・氏名を使って偽造領収書を警察内部で作ってしまい、そうして捻出された多額の公金である現金を金庫番と言われる次長・次席・副署長職のものがストックします。この現金は主に所属長や警察幹部の、飲食や転勤時の選別として現金で幹部個人が自分の懐に入れます。この偽造領収書作りを警察職員は協力させられ、その見返りとして年末や年始、盛夏に慰労金などの名目で給料以外の「お駄賃」を貰って口止めされています。私は、このような警察による組織的犯罪を止める勇気を持たない警察に社会正義は貫けないと訴えています。また、現下のマスコミもこれを知りながら真剣に暴こうとしません。全く権力監視を放棄してしまっています。正に警察幹部としては都合の良いマスコミとの関係が出来上がっています。もっと現場の警察職員を取材すれば色々和信実が流れるはずですがマスコミもそこまで突っ込みません。真実を国民に知らせる責任を果たすためにも是非、現場の取材を行っていただきたいと思います。

過日、某所で発生した少年の自殺問題では、自殺者の自宅に謝罪に訪れた現場の教師に取材のカメラやマイクを向けていました。イジメに直接かかわった教師が泣きながら謝罪していた姿が報道されましたが、私は、これを見てこれが現実の姿である。現実に現場でイジメが行われていたことを物語っていると感じました。

警察問題についても同じです。現場で取材されることがなくなっている警察では「警察の裏金問題」も信実が浮かび上がりません。犯罪の被害に遭って被害届を出した「被害者」でも、自分の被害にかかわる捜査が今どうなっているのか知りたいと思っても真実が公表されません。現下の警察はこのような正義の無い警察になってしまっています。ですから私は現下の警察の競争相手となる「第二警察」をつくって仕事の実績で競争させなければ国民の安全は守れないと申し上げます。

国民生活の安全を真剣に守る警察を実現する為にマスコミの方々に現場で警察活動の現実の姿を取材するよう重ねてお願いしたいと思います。

**石井** 貴重なお話をありがとうございました。